



ゆうな医療・介護の相談たより

2022年 6月号

発行：沖縄県ゆうな協会 医療・介護の相談窓口

電話：098-832-9528

E-mail：iryokaigo@yuunakyokai.jp

医療・介護の相談たよりでは、ゆうな協会の相談に関する取り組みや、医療・介護・福祉に関する制度・サービス、皆さんから寄せられた相談・質問の中で、共通する内容等を守秘義務を遵守し、ご紹介していきます。

相談専用のメールアドレスができました！ プライバシーを尊重し、個人情報に配慮し、秘密は厳守致します。メールでのご相談もお待ちしています。

●今月の相談：「高齢者の一人暮らしで、環境整備や見守り等が必要な場合に、ゆうな協会のアパートを利用できますか？」

Q：地域包括支援センターの介護支援専門員です。回復者（70歳・女性）で一人暮らしの方がいます。これまでは自立していましたが、転んで腰椎圧迫骨折をしてからは、伝い歩きになりました。将来的には施設入所も検討していますが、まだ地域で暮らすことを希望しています。古い瓦ぶきの家ですので、環境整備も必要で転居も検討中です。ゆうな協会にもアパートがあると聞きましたが、利用できますか？

A：住み慣れた所で、最期まで暮らしたいというのは、多くの方の共通する思いですね。特に住まいのことは、医療と介護を必要とする方にとっては大事な環境です。

ゆうな協会のアパートは、「ゆうな藤楓センター共同住宅」として、ゆうな協会の建物のできた1985（昭和60年）に整備され、6室あります。入居対象は、回復者とその同居家族世帯です。单身の方も入居されています。家賃は月2万円で、水道料金・電気料金は別です。空きがあれば利用可能ですが、2階で階段（手すり付き）がありますので、階段昇降が難しい方には不向きと思われます。

なお、県の制度としては、**県営住宅の優先入居制度**があります。

申し込み資格には、同居者が居ることや所得制限等がありますが、**ハンセン病療養所入所者等の場合は单身入居も認められています。**

（「ハンセン病療養所入所者等の県営住宅入居に関する取扱要領」平成14年7月17日施行）申込には、**国立ハンセン病療養所等の長の証明：入所者・退所者証明書等が必要**です。募集は空き家や新築の見込みがある場合で、毎年7月中旬には申し込み締め切りがありますので、入居を希望する方は早めにゆうな協会にご相談ください。



●今月のピアサポート活動等の紹介：

・2022年6月11日～12日に、第16回ハンセン病市民学会・総会・交流集会 in 長野が開催されました。分科会第一の「ハンセン病問題から学び、伝える」では、学校におけるハンセン病家族の差別体験を受け止め、活かすにはどうしたらよいかについて活発に意見交換が行われました。